

## ○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約

昭和43年2月29日  
総行地収第124号許可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合(以下「組合」という。)という。

(組織団体)

第2条 組合は、[別表第1](#)に掲げる地方公共団体(以下「組織団体」という。)をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づく組織団体の議会の議員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都府中市新町二丁目77番地の1に置く。

## 第2章 組合の議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、[別表第2](#)に掲げる組織団体(以下[この条](#)において「選挙区団体」という。)の長が選挙区団体の長のうちから、選挙区団体の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちからそれぞれ[同表](#)の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数の各半数を選挙する。

(議員の任期)

第6条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員が組織団体の長又は組織団体議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

(補欠選挙)

第7条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なわなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

## 第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、副管理者は、議会において組織団体の議長(議員である者を除く。)のうちから選挙する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、組織団体の議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

4 副管理者が欠けたときは、すみやかに[第2項](#)の規定により選挙を行なわなければならない。

5 組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。

(管理者の職務代理)

第10条 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

2 管理者及び副管理者ともに事故があるとき、又は欠けたときは、[次条第2項](#)に規定する事務局長がその職務を代理する。

(事務局の設置及び職員)

第11条 組合の事務を処理するため、組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては3年とする。

## 第4章 組合の経費及び資産

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、[次の各号](#)に掲げる収入をもつて支弁する。

- (1) 組織団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入  
(負担金)

第14条 [前条第1号](#)に掲げる負担金は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 普通負担金 組合の業務に要する経費([次号](#)に掲げるものを除く。)に充てるための組織団体の負担金
  - (2) 特別負担金 公務上の災害の認定及び不服申立の審査に要する経費に充てるための特定の団体の負担金
- 2 [前項](#)の普通負担金及び特別負担金の額、負担方法及び納入の方法は、別に条例で定める。  
(資産の管理)

第15条 組合の資産は、管理者が管理し、現金は、最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

## 附 則

- 1 [この規約](#)は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 [この規約](#)により共同処理の対象となる補償は、昭和42年12月1日以後に組織市町村の議会の議員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(昭和42年12月1日前の公務上の負傷又は疾病により昭和42年12月1日以後に障害となり、又は死亡した場合を除く。)におけるこれらの災害に係る補償とする。
- 3 管理者が、選挙されるまでの間は、東京都町村議会議長会会長が管理者の職務を行なう。
- 4 組合設立の初年度に限り、組織市町村は、[第13条](#)及び[第14条](#)に規定する負担金のほか、補償を行なうための当初の準備資金を別に条例で定めるところにより負担しなければならない。

附 則(昭和46年3月22日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和47年3月25日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和47年9月21日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和49年8月28日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。ただし、題名、第1条及び第3条の改正規定は、昭和48年12月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月1日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和55年7月19日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成3年11月1日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成4年4月1日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成7年9月1日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成18年2月17日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月27日許可)

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月1日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成24年11月30日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成27年6月8日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1

組織団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 阿伎留病院組合 瑞穂斎場組合 柳泉園組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 東京都三市収益事業組合 西秋川衛生組合 多摩ニュータウン環境組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合 稲城・府中墓苑組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

選挙区		選挙区定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 阿伎留病院組合 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合	4
第2区	狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 柳泉園組合 湖南衛生組合 多摩川衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合	4
第3区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	2